

港区エリアマネジメントガイドライン（素案）について

1 策定の背景と目的

港区は、多くの企業が活発に経済活動を行っており、民間事業者による大規模な開発事業等が進められています。これらの開発事業等を契機に、多様な主体によるエリアマネジメント活動が行われています。

区は、平成29年3月に策定した「港区まちづくりマスタープラン」において、柔軟で戦略的なまちづくりを推進するため、「地域の魅力・価値の持続的な向上（エリアマネジメント）」を掲げ、都市再生推進法人の指定や都市再生整備計画の策定など、積極的にエリアマネジメント活動を支援してきました。

エリアマネジメント活動をこれまで以上に発展させ、区内の様々な地域でにぎわいづくりや地域コミュニティの醸成など地域主体の活動を推進するため、エリアマネジメント団体が公共的空間（公開空地や道路、公園等）をより地域の資源として活用していく必要があります。さらに、エリアマネジメント団体がこうした公共的空間を活用し、町会、商店会、住民などつながり、地域の新たな担い手として、地域のにぎわいづくりやコミュニティの醸成に寄与することが期待されています。

このような背景を踏まえ、エリアマネジメント団体が、より主体的かつ積極的に活動を推進し、地域の魅力・価値の向上に取り組めるよう、公共的空間の利活用に関する基準やエリアマネジメント活動における留意事項などを示す「港区エリアマネジメントガイドライン（素案）」を策定します。

エリアマネジメントとは（参考資料）

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、事業者、地権者、住民等による主体的な取組として、にぎわい活動（お祭り、マルシェ、物販・飲食）、防災・防犯活動（防災・防犯訓練、地域パトロール）、環境活動（清掃・美化活動、自然観察）、教育活動（子ども向けイベント、音楽イベント）などがあります。

区内では、一般社団法人竹芝エリアマネジメントなどの都市再生推進法人や、東京のしゃれた街並み推進条例に基づいて活動する事業者など、民間企業が主体となり、有効空地を活用したイベントなど、継続的ににぎわい創出などを目的とした活動が展開されています。

2 ガイドラインのポイント

(1) エリアマネジメントに期待される効果（本編P 8～9）

エリアマネジメント活動を実施することにより、主に「地域へのにぎわいの波及、経済活動の活性化」、「資産価値の維持・向上」、「地域の安全・安心の向上」、「地域コミュニティの醸成、地域の担い手の育成」などが期待されます。

(2) エリアマネジメント活動の将来像（本編P 16）

エリアマネジメント活動を通じて地域の資源を活用しながら、地域の魅力や価値の向上を図ることで、住民・事業主・地権者等の地域に関わる多様な主体がつながり、港区に対する愛着（プライド）が醸成されていくことを目指し、将来像を「みなとシビックプライド（地域への愛着）の醸成ー地域の様々な担い手が繋がり、愛着を育む魅力ある都市空間ー」としました。

(3) エリアマネジメント活動の目標（本編P 17～18）

将来像の実現に向けた目標を「公共的空間の積極的な利活用によるにぎわいの創出」、「町会、商店会、住民などの地域との繋がり強化」、「持続可能なまちづくり」の3点を掲げております。

(4) エリアマネジメント活動の進め方（本編P 20～27）

エリアマネジメント団体が、継続的に活動を進めていくことができるように、「組織の立上げ」、「活動計画の立案」、「活動の実施」、「活動の継続」の4ステップ（段階）を設定し、各ステップ（段階）で取り組む内容や留意事項等を示しています。

(5) 港区エリアマネジメント活動認定制度（本編P 30～51）

継続的な地域の活性化やにぎわいの創出等により、地域の魅力・価値の向上に貢献すると認められる活動については、公共的空間の利活用を可能とするため、「港区エリアマネジメント活動認定制度」を創設します。

一定の基準を満たした活動を区が認定審査会で審査・認定することにより、エリアマネジメント団体が公共的空間を利活用できることや、エリアマネジメント活動の知名度の向上につなげます。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年1月 区民意見募集及び区民説明会の実施
(広報みなと12月21日号に掲載)

3月 「港区エリアマネジメントガイドライン」策定

エリアマネジメント活動の事例



マルシェ



地域のおまつり

にぎわい



地域パトロール



防災訓練

防災・防犯



清掃活動



自然観察

環境



子育て支援イベント



音楽文化イベント

教育